

第18回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月20日(金) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 14名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一	9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案38号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案39号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第4	議案40号	旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議について
日程第5	議案41号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案42号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案43号	農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案44号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後3時20分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は14名であります。 定足数に達しておりますので、第18回大樹町農業委員会総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番・寺嶋誠一委員、12番・牧田日出男委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、11月26日開催の第17回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、11月27日～28日、全国農業委員会会長代表者集会等が東京都で開催され、穀内会長が参加しております。11月29日、新穀感謝祭が大樹神社で執り行われ、会長、太田代理、事務局長が出席しております。同じく11月29日、第2班 辻本班長以下委員4名において、日方地区の農地転用許可申請1件に係る現地調査を行っております。12月2日～5日、定例第4会町議会が開催され、会長と事務局長が出席しております。12月6日、第2班、辻本班長以下委員4名と会長において、萌和地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。12月11日、11月に実施した農地利用状況調査を踏まえ、結果について、対象となる農業法人に対し、今後に向けた助言等を、会長、代理、事務局において行っております。12月16日、第3班 乙部班長以下委員5名において、相川地区・石坂地区の農振変更に係る申請2件の現地調査を行っております。12月17日、女性農業委員等研修会が札幌市で開催され、金曾千春委員が参加しております。12月18日～19日、市町村農業委員会活動強化研修会・全道農業者年金研究会が札幌市で開催され、会長と事務局長が参加しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。また、1法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。今後も報告書の提出を促して参ります。 裏面をご覧ください。 次に3番、北海道農業士候補者の認定についてです。下の表に記載の藤内隆弘氏、30歳、豊里行政区、経営形態畑作、1名について、認定された旨の通知がありましたのでご報告します。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第38号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第38号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明を申し上げます。 農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。

	農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。 ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。 今回、この例外規定の合意解約3件の通知がありました。 つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更に伴う合意解約のためであります。 申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡のうち■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第38号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第39号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第39号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての提案説明を申し上げます。 農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する

	法律にその定めがあり、市町村が事業計画者の申請に基づき、計画変更案を策定し、農業委員会は、その計画変更案に意見を行うこととされております。 また、市町村は、農業委員会の意見書を添えて、北海道と計画変更の協議を行い、北海道の了解を得て、正式に計画変更が行われる流れとなっております。 今回ご審議頂きます案件は、2件です。申請内容は、■■■地区での農家住宅建設に伴う除外が1件、■■■地区での山林伐採に伴う除外が1件となっております。 つきましては、これらの計画変更の可否について審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	番号1番、土地の所在は字■■■、公簿地目は宅地、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であり、事業計画者は、■■■ ■■■ 氏、目的は農家住宅を建設するため農業用施設の除外申請であります。 尚、現地調査は12月16日に第3班 乙部班長 他3名で行っております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。第3班班長、乙部 穀博 委員から報告願います。
乙部委員	申請1番につきまして、大樹町から意見照会された農振の除外の件について、第3班で現地調査を行い、班で協議した結果、申請地は、農振から除外しても、問題ないと判断しました。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第39号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	番号2番、土地の所在は字■■■、公簿地目は山林、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であり、事業計画者は、■■■ ■■■ 氏、目的は山林伐採するため農用地の

	除外申請であります。尚、現地調査は12月16日に第3班 乙部班長 他3名で行っております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。 第3班・班長、乙部 穀博 委員から報告願います。
乙部委員	2番につきまして、大樹町から意見照会された農振の除外の件について、第3班で現地調査を行い、班で協議した結果、申請地は、農振から除外しても、問題ないと判断しました。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第39号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について、申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 つきましては、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨、大樹町に回答することといたします。 日程第4、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第16条では、市町村の農業委員会は、農地の所有者から所有権の移転の申出があり、かつ、あっせん等による新たな所有者への利用権の設定等が困難な場合であって、農地利用の集積を図るために農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認めるときは、市町村長に対し、買入協議の要請ができると規定されています。 今回ご審議頂きます案件は1件です。 つきましては、買入協議の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。

豊吉主幹	番号1番、申請者は、■■ ■■■ ■■■ 氏であります。 土地の所在は、字■■ 他■■筆、台帳・現況地目につきましては何れも畑、面積は■■㎡であります。 農地利用調整会議につきましては、11月25日に第2班の4名により実施しております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第40号、旧農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入れ協議について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第41号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第41号、農地法第3条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、所有権移転が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡であります。譲渡人は、■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■㎡であり、売買価格は■■円、10a当り■■円

	、本地区の担当委員は、竹内委員となっております。別紙でありますが、農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、地区担当委員より調査報告を求めます。 申請番号1番について、■■地区担当委員、竹内 稔 委員から報告願います。
竹内委員	申請番号1番、につきましては、譲渡人による所有権移転となっております。 譲受人は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第41号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第6、議案第42号、農地法第4条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第42号、農地法第4条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地などに農業施設や農家住宅などを建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。 今回ご審議頂きます申請は、■■地区での牛舎の建設のための事業計画の変更申請が1件となっております。つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。

穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、工期延長による事業計画変更の案件です。申請人は、■■■■■■■■であり、所在、地番につきましては、字■■■、登記簿・現況地目は、何れも畑、農振につきましては農用地、面積は、■■■㎡のうち、■■■㎡となっております。当初の計画では、ロール庫と牛舎建設の計画でしたが、工事価格上昇、資材不足により、牛舎の建設が遅れ、一度は工期を延長しましたが、情勢の変化により、着工の見通しが立ったため、再度工期を令和■■年■■月■■日までに変更するものであります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第42号、農地法第4条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第7、議案第43号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第43号、農地法第5条の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、農地法第5条の規定による許可を受けることとなります。 今回ご審議頂きます案件は1件です。内容は、■■■地区での乾乳舎等建設のための転用申請が1件となっております。 つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、乾乳舎建設の案件です。 所在、地番につきましては、字■■■、登録簿・現況地目につきましては畑、

	農振につきましては、農用地、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、工期につきましては許可の日から令和■■年■■月■■日までであります。 申請番号1番の現地調査につきましては、11月29日に、第2班 辻本班長他3名により実施しております。なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議、常設審議委員会への意見聴取が必要となる案件となります。 本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。 以上で、説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、調査班より調査報告を求めます。 第2班班長、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1番につきましては、2班で現地調査を行いました。 現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。 ご審議(しんぎ)のほど、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第43号、農地法第5条の規定による許可について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第8、議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から30番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定

	等を本総会にお諮りするものです。今回ご審議頂きます申請は30件です。 内訳は、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社の買い受けによる賃貸借が3件、新規の賃貸借が5件、更新の賃貸借が18件、更新の使用貸借が4件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よりお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■■■、借主は、■■■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■■■、借主は、■■■■■■■■■■、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■■㎡であります。貸主は、■■■■■■■■■■、借主は、■■■■■■■■■■ 氏、経営面積は、■■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■■円 10a当り■■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号1番から3番については、農地保有合理化事業による、北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。

豊吉主幹	次に、申請番号4番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。 申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。あっせん会議は11月11日に岩岡班長 他3名で行っております。 申請番号5番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。あっせん会議は11月11日に岩岡班長 他3名で行っております。 申請番号6番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■であります。地区担当員は鈴木委員となっております。 申請番号7番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。地区担当員は鈴木委員となっております。 申請番号8番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年■■月であります。地区担当員は太田代理となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、申請番号4番、5番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班・班長、岩岡 栄一 委員から報告願います。
岩岡委員	申請番号4番、5番につきましては、貸主から賃貸のあっせんの申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、11月11日のあっせん会議で価格を決定し、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号6番、7番について、地区担当委員 鈴木 敏文 委員より

	報告願います。
鈴木委員	申請番号6番、7番につきましては、貸主から賃貸の申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	次に、申請番号8番について、地区担当委員 太田 福司 代理より報告願います。
太田代理	申請番号8番につきましては、貸主から賃貸の申出があったため、各農事組合に周知し、借主を決定しました。 賃借料につきましては、貸主、借主の両名から了承を得ております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号4番から8番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号9番か10番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号9番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 申請番号10番、所在、地番につきましては、字■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号9番から10番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号9番から10番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号11番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 次に、申請番号11番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号11番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号11番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号11番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号12番の審議にあたり、■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終

	了まで退席願います。 次に、申請番号12番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号12番、所在、地番につきましては、字■■ 他1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。 貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り、■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号12番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号12番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号13番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 次に、申請番号13番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号13番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。 貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円、10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日の■年であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号13番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし)

	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号13番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号14番から30番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号14番所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号15番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号16番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号17番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地と農業施設用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号18番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年■■月であります。 申請番号19番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年■■月であります。

ます。

申請番号20番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は農用地と農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円、10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号21番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号22番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号23番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号24番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号25番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。

申請番号26番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a

	当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号27番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■■円 10a 当り■■■円です。期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号28番、所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は畑とその他、農振は、農業用施設用地であり、面積は、■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は■■■、期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年■■月であります。 申請番号29番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は、農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は■■■、期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。 申請番号30番、所在、地番につきましては、字■■■であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は、農用地であり、面積は、■■■㎡のうち■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃借料は■■■、期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日の■■年であります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号14番から26番については、賃貸借の更新のため、申請番号27番から30番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第44号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号14番から30番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。

清原局長	次回の総会につきましては、1月27日月曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第18回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年12月20日

会 長

委 員 (10 番)

委 員 (11 番)